第457回佐賀地方最低賃金審議会

１　日時　令和８年７月７日（火）　10：00～10：55

２　場所　佐賀第２合同庁舎　５階　共用大会議室１

３　出席者

公 益 代 表：甲斐委員（会長）、安永委員（会長代理）、佐々木委員、松本委員
労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員
使用者代表：狩野委員、西岡委員、福母委員
事　務　局：田之上労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、
秋永室長補佐、伊東賃金調査員

４　議題

（１）　佐賀県最低賃金の改正諮問について
（２）「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理について」の伝達について
（３）　今後の審議について
（４）その他

●秋永室長補佐
皆様お揃いですので、ただいまから第457回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。
私は、今年度から賃金室に勤務しております秋永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
本日は、早川委員及び平野委員が御欠席でございますが、審議会令第５条第１項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。
また、資料１ページに委員名簿を添付しておりますが、使用者側委員が１名欠員となっております。
７月１日付で辞任届が提出されており、現在、後任候補委員の推薦公示期間中であるため欠員となっておりますが、次回の審議会開催までには補充される見込みでございます。
本日の傍聴者は、佐賀県庁から１名、報道機関としてNHKから３名、佐賀新聞社から１名、司法修習生１名の、合計６名でございます。
傍聴者の皆様には、既にお知らせしております傍聴に関する留意事項を遵守していただきますようお願いいたします。
それでは、議事に入る前に、本年４月に人事異動がありましたので、御挨拶をさせていただきます。

●田之上労働局長
おはようございます。
労働局長の田之上でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

●秋永室長補佐
それでは、甲斐会長よろしくお願いいたします。

●甲斐会長
皆様、おはようございます。
雨も大変でしたが、今日から本格的に暑くなりそうです。暑い夏を迎えることになると思います。
本年度も皆様の御協力をよろしくお願いいたします。
それでは議題に入ります。
議事次第（１）「佐賀県最低賃金の改正諮問について」です。

●秋永室長補佐
それでは、局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

（諮問文手交）

（事務局から委員に諮問文（写）を配付）

●甲斐会長
それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

●河野賃金室長
賃金室長の河野でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、諮問文を朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

以上でございます。
引き続き、局長から挨拶をさせていただきます。

●田之上労働局長
ただ今、佐賀県最低賃金の改正決定について諮問いたしました。
昨年度は、県内の経済、雇用情勢、それから地域の実情を踏まえまして、活発な御議論をいただきました。最低賃金の引き上げに当たりましては、大変難しい御判断であったものと理解しているところでございます。
本年度につきましても、経済情勢が不透明であり、物価高騰も続いている中での御審議となります。最低賃金の改正決定に当たっては、地域の実情や物価の動向、賃金の状況、それから企業の経営実態など、最低賃金法に定める３要素に関する各種データを参考に、丁寧な議論が行われることが何より重要であると考えております。
委員の皆様には、こうした状況を十分にお酌み取りいただき、真摯な御審議を頂きますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●甲斐会長
ただ今、局長から御挨拶とともに、本審議会に佐賀県最低賃金の改正についての諮問がございました。各委員の皆様、何か御意見等ございますでしょうか。

（意見なし）

●甲斐会長
よろしいでしょうか。
それでは、次に事務局から諮問に関する資料の説明をお願いします。

●河野賃金室長
それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。
まず、資料１ページ目は、７月現在の佐賀県最低賃金審議会の委員の名簿でございます。続いて３ページ以降ですが、資料の構成は例年と同じにしておりまして、佐賀と全国の主要な労働経済指標と、全国の春季賃上げ妥結状況についてまとめたものになっております。
３ページにつきまして、第１図は「佐賀の鉱工業総合指数の推移」を示したものになっております。グラフの実線が生産、二重線が出荷、点線が在庫を示しております。

左側のグラフが年次推移、右側が直近の月次推移となっております。
左側の年次推移を見ますと、令和６年から令和７年にかけて、生産と出荷は、ほぼ横ばいで推移しておりますが、在庫が７年にかけて高まっている状況が確認できます。
また、右側の月次推移では、生産、出荷ともに今年２月を底として、３月、４月と持ち直しの動きが見られます。一方で在庫は、昨年 11 月を底に、２月以降高止まりしている状況が確認できます。
続いて４ページは、第２図「全国の鉱工業総合指数の推移」になっております。
こちらは全国の指数を示したもので、昨年から在庫が減少傾向にあることが確認できます。また、直近の月次推移を見ましても、在庫は緩やかに減少しており、本年に入ってから生産及び出荷は持ち直しの動きが見られます。
続いて５ページの第３図「消費者物価指数の対前年同月比の推移」を御覧ください。
こちらは佐賀及び全国の数字をまとめたものになっております。実線が佐賀、点線が全国です。
年次推移で見てみますと、令和５年までは、佐賀と全国は概ね同様の動きとなっておりますが、令和６年以降は佐賀の上昇率が全国を上回る状況が見られます。
一方、右側の直近の月次推移を見ますと、昨年は佐賀が全国を上回って推移しておりましたが、今年に入ってからは全国を下回る状況となっております。
続いて６ページの第４図「有効求人倍率の推移」を御覧ください。
こちらも実線が佐賀、点線が全国を示しております。
コロナ禍以降、佐賀の有効求人倍率は全国を上回って推移しておりましたが、令和５年以降は全国と同様に低下傾向が続いております。
直近では全国と同様にやや低下傾向にありますが、４月及び５月はいずれも 1.20 と、全国を上回り、依然として求人数が求職者数を上回る状況が続いております。
続いて７ページの第５図「月間定期給与額の推移」を御覧ください。第７図までは、毎月勤労統計調査のデータを使用しておりまして、実線が佐賀、点線が全国の数字となっております。
年次の動きとしては、令和５年まではほぼ横ばいであったものが、令和６年から７年にかけて伸びている状況が確認できます。右側の直近の数字を見てみますと、佐賀が３月から４月に、全国と比較して伸びておりまして、４月の全国との差は 38,900 円となり、４万円を切ってきました。
続いて８ページの第６図「月間総実労働時間数の推移」を御覧ください。
こちらの図も実線が佐賀、点線が全国の数字となります。
年次推移を見ますと、全国では緩やかな減少傾向である一方、佐賀は令和４年頃に底を打ち、その後上下している状況です。
直近の月次推移では、全国、佐賀ともに似た動きを示しており、ともに今年２月以降は増加傾向となっております。
続いて９ページの第７図「月間所定外労働時間数の推移」を御覧ください。
令和２年頃に全国と佐賀がほぼ同じ時間数になって以降、佐賀が全国を下回る状況が続いていました。
しかし、昨年は佐賀が 9.5 時間、全国が 9.8 時間と、ほぼ同水準となっております。
また、直近では今年３月以降、佐賀の時間外労働が全国より多くなっている状況です。
以上がグラフの説明となります。

続いて 10 ページ以降を御覧ください。

10 ページ目は、冒頭に御説明しました、第１図と第２図の実数値を掲載しております。

11 ページは、第３図でお示しした、「消費者物価指数」で、令和２年を 100 とした指数となります。佐賀市と全国の数字を並べておりますが、その右側に前年同月比の数字を記載しております。

中間の表が全国の「国内企業物価指数」の数字となっており、令和２年以降、上昇傾向にあることが確認できるかと思います。

更に、その右側は、「大型小売店売上額」を掲載しております。年単位で見ますと、全国は令和元年以降、一貫して増加しておりますが、佐賀は昨年若干減少しています。

12 ページは、佐賀市と全国の「消費支出と消費性向」の表となっております。「消費性向」は、可処分所得に占める消費支出の割合を示したものです。佐賀市の「消費支出」は、全国に比べると金額の動きが大きく、対前年比も大きく動いている状況です。

続いて 13 ページでは、第４図で説明しました佐賀と全国の「有効求人倍率」と「常用労働者雇用指数」及び「完全失業率」、そして佐賀県内の「企業倒産件数」の数を載せております。

「有効求人倍率」については、先ほど説明したグラフの実数値になっております。

「常用労働者雇用指数」については、企業に常用的に雇用されている労働者の数を毎月勤労統計調査の結果から示したものです。令和２年を 100 とした指数で示したもので、令和６年、令和７年ともに佐賀は全国を上回る状況になっています。

「完全失業率」については、九州、全国共に平成 30 年以降概ね２％台で推移しております。九州については、月別のデータがなく、四半期データしかございませんので、３か月ごとの数字が入っています。昨年の第２四半期に一瞬３％台になりましたが、その後は２％台が続いている状況です。

更にその右側になりますが、佐賀県の「企業倒産」の件数をお示ししたものです。令和２年までは年間 30～40 件台、令和３年以降は 20 件台となっておりましたが、昨年は 49 件に増加しております。今年は５月現在で 21 件ということで、対前年比７件増加している状況です。

14 ページ目は、先ほどグラフで説明しました給与額や労働時間数関係の実数値になります。14 ページ左側が「月間現金給与の総額」、その右側が「月間のきまって支給する定期給与額」になります。いずれも太枠の左側が金額、右側は前年同月比になります。更に、その右側は「実質賃金指数」で、これは名目賃金から物価変動の影響を除外した、令和２年を 100 とした指数となりますが、実質賃金指数の「月間給与総額」と「きまって支給する給与」を並べたものになっています。

15 ページ目が「月間総実労働時間数」ですが、第６図でお示しした実数値になっております。「月間所定外労働時間数」は第７図でお示しした実数値を記載しておりまして、こちらは前年に比較して佐賀は若干増加傾向にあります。

続いて 17 ページは、今年の春季賃上げの妥結状況を記載しております。１番上の右端の数字は、連合全体の今年の最終集計結果でございまして、７月３日発表時点で、賃上げ率は 5.01％、金額で 16,400 円、昨年比で金額は増加、ポイントは減少しているということですが、３年連続で５％台となっております。

一段下の 300 人未満規模の企業では、賃上げ率 4.69％、金額で 12,866 円となっており、いずれも前年同期を上回っております。

また、その下の段は、経団連の５月 27 日公表の数字になりますが、従業員 500 人以上の大手企業の賃上げ率は 5.46％、金額は 19,964 円となっており、金額、率ともに上昇しております。
なお、500 人未満規模企業の集計結果については、現時点では公表されておりませんので記載しておりません。
以上、簡単ですが、本日の提出資料についての説明でございます。

●甲斐会長
ありがとうございました。
ただいま事務局から説明のありました資料につきまして、御意見、御質問等はございますか。

（意見、質問なし）

●甲斐会長
それでは次に、議事次第（２）「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理について」に移ります。
事務局から説明をお願いいたします。

●河野賃金室長
資料 19 ページを御覧ください。
19 ページ以降に、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会においてとりまとめられた、令和７年度の地方最低賃金審議会における審議結果を踏まえた論点と考え方について整理した資料をつけております。
令和７年度の地域別最低賃金の審議結果については、目安を超える大幅な引上げがありましたが、審議結果を踏まえ、二つの課題が示されております。
一つ目は、大幅な引上げが地域実態と乖離していたのではないかという点です。
二つ目は、指定日発効が増えたことにより、発効日のばらつきが生じたという点です。
一点目の大幅な引上げについては、近隣県との競争や最下位回避を背景とした判断が指摘されており、対応方針としては、法定３要素に基づく審議の徹底や、目安を上回る額を決定する場合には、その理由を明確化することが求められております。
二点目の、発効日については、指定日発効の増加に伴い、全国的に発効日のばらつきが拡大したことが課題として挙げられております。
企業側の準備期間を確保するという意義がある一方で、一時的な地域間格差が拡大することや、労使双方にとって予見可能性が損なわれるといった課題もあった、とされています。 対応方針としては、指定日発効とする場合には、十分な議論と合理的な理由が必要であること、金額と発効日の問題は分けて議論すべきであって交渉材料にしないこと、更には企業側の準備期間の必要性については具体的に検討を行うことが必要であることや、その判断理由を明確にすることが求められております。
こうした内容を踏まえ、今年度の審議を進めていただきますようお願い致します。
なお、ランク区分の見直しや最低賃金水準の考え方については、中長期的課題として引き続き中央最低賃金審議会で議論していくこととされました。

●甲斐会長
はい、ありがとうございます。
ただいまの報告書につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

●福母委員
いいですか。
20 ページに最低賃金法の審議の原則ということで、法定３要素のデータに基づく審議が原則である、と記載されていますが、昨年度の中央最低賃金審議会の目安自体が、本当に法定３要素のデータに基づいた審議結果であったのかについては、大きな疑問を感じています。
使用者側委員としては、昨年度も、示された目安額には十分な根拠が見いだせないという意見を申し上げました。
私たちは使用者側の代表委員として出席しているので、企業経営者に対して説明責任があります。法定３要素に基づき検討した結果として提示できる金額には限界があります。そのため、それを超える提示を求められても、その根拠を明確に説明することが難しいというのが率直な考えです。
また、21 ページにおいて、これら審議結果の背景として、補助金などによる政府支援が示されたことが挙げられていますが、昨年の専門部会では、政府支援策が示されるであろうという不確かな情報を前提に、議論が中断する場面もありました。
そのような審議に大きな影響を与えたにもかかわらず、そうした経緯について十分な記載がなされていないことに大変、違和感を覚えます。
また、発効日についても、昨年は中央最低賃金審議会が「発効日については、十分審議するように」と求めたことから、各地方の審議会で真剣な議論が行われました。
その結果として発効日のばらつきが生じたにもかかわらず、そのことを地方側の問題であるかのように整理している点については、大変、違和感を覚えます。
更に、「予見可能性を損なう」とされていますが、具体的にどのような支障が生じたのでしょうか。
昨年の佐賀地方最低賃金審議会において、使用者側は、審議のなかで発効日の延期や審議日程の再調整を提案しましたが、結果として受け入れられませんでした。
その後、北部九州各県の動向を踏まえると、結果的に佐賀県が北部九州地域で最も低い最低賃金額となりました。 そういった経緯もありますので、本年度は、公益委員の皆様にも、昨年以上に慎重かつ丁寧な審議をお願いしたいと考えております。

●甲斐会長
ありがとうございます。何か他にもございますでしょうか。
福母委員からの御意見について、前半の中央最低賃金審議会全員協議会報告書に関する点につきましては、私共公益委員としても非常に同感する部分がございます。いくつかご指摘いただきましたが、同じ意見でございます。
特に発効日については、これまでにない形で中央最低賃金審議会から言及がなされ、その結果として、全国的に発効日を遅らせることに関する議論が生じたことは否めないと思います。

そのため、本年度の目安がどのような内容で示されるのかについては、私共も注視していきたいと考えております。
昨年度の経緯を踏まえると、中央最低賃金審議会において十分に反省していただきたい点があると考えております。
一方で、後半の御発言につきましては、私自身としては一部認識の違いがあると感じております。
昨年度の審議においては、委員の皆様に何度も協議を重ねていただきました。その結果、それ以上の歩み寄りが難しい状況であるという判断に至った経緯がございました。
そのような中で、公益委員として最終的な提案を行うに当たり、福岡県との最低賃金格差を少しでも縮小していくという、ここ数年来の佐賀県における議論の流れをひとつの判断材料として考慮いたしました。
また、発効日につきましても、昨年度の審議では、発効日をどの程度遅らせた場合に賃上げ効果がどのように減少するのかについて、具体的な試算を行いながら議論を重ねました。
例えば、同じ引上げ額であっても、発効日が１か月あるいは２か月遅れることにより、年間を通じた賃上げ効果は小さくなります。そのような影響も含めてお伝えしながら、総合的に勘案した上で、最終的な提案を行ったものと認識しております。
本年度につきましては、より丁寧に審議を行っていきたいと考えておりますが、ただし、そのためには労働者側、使用者側の双方が、それぞれの立場を尊重しながら議論を重ねていくことも重要であると考えております。
是非、本年度も建設的な御議論をお願いしたいと思います。
他に何かございませんでしょうか。

●福母委員
昨年は合計６回の専門部会が開催されたと思いますが、そのうち１回は発効日に関する議論が中心であり、もう１回は政府の支援策に関する説明を待つための審議であったと認識しています。
そのため、実質的に金額について集中的な議論を行った回数は４回程度だったと考えています。
昨年度は過去最大の目安額が示されるなど非常に難しい状況であり、私としては４回では十分ではなかったという印象を持っています。
今年度がどのような状況になるかはわかりませんが、中東情勢や物価動向なども含め、今年もかなり難しい審議となる可能性があります。
そのため、回数の問題ではなく、内容の充実を重視しながら、より丁寧に、慎重に議論を進めていただきたいと考えております。

●甲斐会長
６回開催したから十分だったという考え方ではありません。発効日に関する議論も、賃金額との関係を含めて検討したものであり、私としては最低賃金額に関する審議の一部であったと考えております。
また、使用者側から発効日についても検討したいという御要望がありましたので、引上げ額と発効日を組み合わせた場合の効果についてもあわせて協議を行いました。

その意味では、発効日と金額は完全に切り離された議論ではなかったと考えております。
いずれにしましても、今年度については福母委員がおっしゃるとおり、今後の経済情勢や社会情勢によっては、昨年以上に難しい局面が生じる可能性があります。
私共としても丁寧な審議を心掛けてまいりますので、御協力をお願いいたします。
また、審議時間につきましても、できる限り効率的な進行を心掛けておりますが、議論が深まった場合には、必要に応じて時間を延長することもあるかと思います。その際には御理解と御協力をいただければと思います。
公益委員としましては、できるだけ皆様の熱意ある意見をくみ上げて、議論を重ねながら進めてまいりますので、何かございましたら、また御意見を頂ければと思います。

●福母委員
一点お尋ねしたいのですが、この中央最低賃金審議会の報告書について、佐賀地方最低賃金審議会として意見書や抗議文を提出する予定はないのでしょうか。
先ほど会長からも、この報告書には納得できないとの趣旨の御発言がありましたので、その点についてお聞きしたいと思います。

●甲斐会長
公益委員の間でも事前に意見交換をしましたが、地方審議会の判断だけに問題を帰するような整理には違和感を持っています。
昨年度の最低賃金をめぐる議論には政治的要素が強かったと感じています。
ただし、現時点で意見書や抗議文を提出するかどうかについては、まず本年度の中央最低賃金審議会の目安答申や報告書がどのような内容になるのかを見極めたいと考えています。
昨年度の反省を踏まえ、法定３要素を重視した内容が示されることを期待しています。そうした内容を確認した上で判断してもよいのではないかと考えています。

●福母委員
承知しました。

●甲斐会長
事務局の方で、今回の意見を何らかの形で伝える機会はありますか。

●田之上労働局長
中央最低賃金審議会全員協議会報告の内容について、事務局の立場から評価や見解を申し上げることはできません。
ただし、本日の審議会において委員の皆様から出された御意見につきましては、審議会の開催結果として要旨を作って本省へ報告することとなっております。
従いまして、本日、公益委員及び使用者側委員から強い御意見があったという事実については、事務局として本省へ報告いたします。

●甲斐会長
是非、そのようにお伝えいただければと思います。

●福母委員
余談になりますが、毎年送られてくるビデオメッセージなどもありますが、あまり有意義なものとは感じておりません。

●甲斐会長
私も同感です。
今年の目安に関する報告書については、全国の地方最低賃金審議会が注視していると思います。
昨年度と同様の内容では、各地方審議会から厳しい意見が出る可能性もあるでしょう。

●福母委員
はい。私ばかり発言して申し訳ありません。

●甲斐会長
いいえ、御意見の趣旨については理解しております。
ほかに、御意見等はございますか。

（意見、質問なし）

●甲斐会長
それでは、次に議事次第（３）「今後の審議について」に移ります。
事務局から説明をお願いいたします。

●河野賃金室長
最低賃金法第 25 条第２項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を設置しなければならない」と定められておりますので、本日の諮問を受け、専門部会を設置することとなります。
専門部会委員のうち、労働者代表委員及び使用者代表委員については、関係団体等からの推薦に基づき任命することとなりますので、本日から７月 22 日まで推薦公示を行います。
なお、公益委員につきましては、甲斐委員、安永委員及び早川委員にお願いすることで、予め御了承を頂いておりますので、よろしくお願いいたします。
また、最低賃金法第 25 条第５項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について、調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされていますので、そのための公示を行います。
近年、佐賀県から審議会の場で意見を述べたいとの申し出があり、昨年は８月１日の本審において意見陳述を行いました。

今年度も同様の申し出があった場合には、昨年同様、本審において意見陳述を実施したいと考えておりますがよろしいでしょうか。

●甲斐会長

昨年度も委員の皆様から、専門部会だけでなく本審において直接意見を聴取したいとの御意見がありました。

そのため、今年度も本審で意見陳述を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

●甲斐会長

それでは、本審で実施することといたします。

●河野賃金室長

ありがとうございます。

続いて、今後の日程について御説明いたします。

資料 43 ページを御覧ください。今後の審議会の開催日程案を記載しております。

意見陳述につきましては、８月５日に開催予定の本審において実施したいと考えております。 なお、複数の団体等から意見陳述の希望があった場合には、それぞれの発言時間に一定の制限を設ける場合があります。

また、８月５日までに中央最低賃金審議会の目安が出ていれば、同日の本審において目安伝達も行いたいと考えております。

専門部会の日程につきましては、委員の決定後に正式決定となりますが、現時点での開催日程の予定を記載しておりますので、御確認よろしくお願いいたします。

今年度は、各専門部会の開催間隔をやや長めに設定しておりまして、より十分な議論を行うことができればと考えております。委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

続いて 44 ページを御覧ください。

こちらは、答申日毎の最短効力発生日の一覧表でございます。

異議審の開催日により、発効日がずれることもありますが、審議を進める際の目安として御活用いただければと思います。

続いて 45 ページ以降を御覧ください。

こちらは、本審及び専門部会の運営規程でございます。

本年３月 23 日に開催しました第 456 回審議会において、議事録の署名の廃止について御承認をいただきました。

そのため、本審及び専門部会双方の運営規程第７条について改正を行っております。

従来は、会長及び会長が指名した労使各１名の委員が議事録に署名することとしておりましたが、署名を確認とすることで改正しておりますので、御確認いただければと思います。事務局からは以上でございます。

●甲斐会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問や御意見はございますか。

また、43 ページの日程につきましては、委員の皆様の日程調整を行ったうえで設定しております。

暑い時期の審議となりますが、是非御協力をいただき、充実した議論を進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会はこれをもちまして閉会いたします。

なお、本日の議事録の確認については、労働者側委員は東島委員、使用者側委員は狩野委員にお願いしたいと思います。

本日は御協力いただき、誠にありがとうございました。